

議案第 37 号

杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年3月26日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

第2条第1号において引用する杉並区学校教育職員の給与に関する条例の条項を改める必要がある。

杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則（平成１９年杉並区教育委員会規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第１４条第２項第１号」を「第１７条第１項第２号」に改める。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(やむを得ない事情) 第2条 条例第19条第1項の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 配偶者又は条例第17条第1項第2号に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母又は同居の親族を介護すること。 (2)～(5) 略	(やむを得ない事情) 第2条 条例第19条第1項の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 配偶者又は条例第14条第2項第1号に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母又は同居の親族を介護すること。 (2)～(5) 略